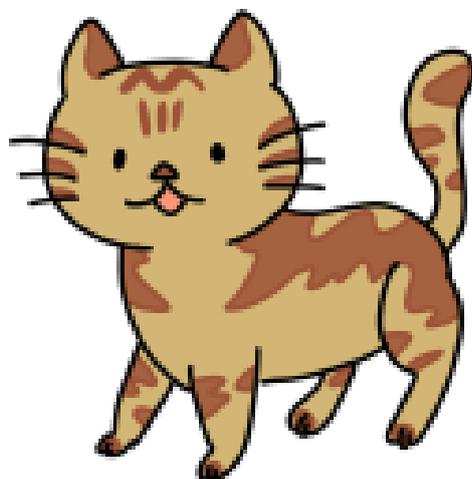


さつま町 猫の適正飼養ガイドライン



令和4年6月
🐾 さつま町 🐾

目 次

はじめに	1
第1章 猫についての基礎知識	2
1 能力	
2 習性	
3 寿命	
第2章 猫の分類	5
第3章 猫を飼う場合のルール	6
1 法令の遵守	
2 終生飼養の責務	
3 屋内飼養に努める	
4 繁殖制限	
5 所有者の明示	
6 適切な飼養と近隣への配慮	
7 トイレのしつけと餌やり・水やり	
8 健康管理	
9 人と動物の共通感染症	
10 高齢猫	
11 災害時の備え	
第4章 飼い主のいない猫に接する場合のルール	10
1 近隣住民等への説明	
2 餌場の設置と適正管理	
3 排泄場所の設置と適正管理	
4 不妊・去勢手術の実施	
5 耳V字(U字)カットの実施	
6 新しい飼い主探しに努める	
第5章 猫の侵入防止策	12
第6章 関係者による協働と推進体制	13
1 町民の役割	
2 地域の役割	
3 動物愛護団体の役割	
4 行政の役割	

はじめに

近年、ペットとして飼養されている犬や猫の位置づけが変化し、家族の一員またはパートナーとして扱われるようになってきています。その一方で、ライフスタイルの多様化とともに、種々の環境下で犬や猫が飼養されるようになり、不適切な飼養などから、飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきています。このような状況を未然に防止していくために、本町では「猫の適正飼養ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインでは、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と猫が共生できるまちづくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

猫を飼養する際は、猫の適正な飼養に責任を負う者として、動物の生態、能力、習性等を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。本ガイドラインは、猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって猫と接していくための方法について記載しています。

また、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりなどの行為により、みだりに繁殖したり、糞尿による被害が増加したりするなど、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があります。この問題についても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫に接する場合のルールについても記載しています。

本ガイドラインを活用していただき、猫の習性や適正な飼養及び管理の重要性について、町民の皆様の理解を深めていただければ幸いです。



第1章 猫についての基礎知識

猫と快適に暮らすためには、猫の特性を理解することが重要です。

まずは、猫の能力や習性等を紹介します。

1 能力

(1) 視覚

- ・ 視力はあまりよくありませんが、動体視力が高く、視野が広いといわれています。
- ・ 距離感を正確に判断することができます。
- ・ 色の識別能力は高くありませんが、暗いところではわずかな光で物を捉えることができます。

(2) 聴覚

- ・ 聴力は犬より優れており、人が聞こえない高音を聞き取ることができます。

(3) 嗅覚

- ・ 犬より劣りますが、匂いを嗅ぎ分ける能力に優れています。
- ・ いろいろなものを嗅覚で判断しています。

(4) 触覚

- ・ 口の周り、頬、目の上などにヒゲが生えています。ヒゲの根元には神経が集中しており、障害物などを感知するために利用しています。

2 習性

(1) 活動(夜行性)

- ・ 飼い猫は、飼い主の生活に合わせて活動することもあるようですが、基本的には夜間に活動が活発化し、昼間は休息しています。

(2) 行動

- ・ 単独行動が基本です。
- ・ 高いところや狭いところを好んで動き、不安な場所では隠れることが一般的です。こうした習性を理解し、上下運動で高低差のあるところ、隠れられるところ、眠れるところなど、猫が安心する環境を整えることで屋内飼養が十分可能です。

(3) 行動範囲

- ・ 犬に比べて狭く、餌場を中心にその周辺程度といわれています。
- ・ 縄張りが存在し、オス猫はメス猫に比べて範囲が広く、縄張り意識も強いようです。
- ・ 去勢するとオス猫の行動範囲が約 2 分の 1 (63m から 34m) に縮小したとの調査結果もあるようです。

(4) 食事

- ・ 猫は肉食の動物です。人や犬とは必要とする栄養素が異なり、自分の体で作ることのできるビタミンの種類なども異なります。人と同じ食べ物ではなく、市販されているキャットフードなどを中心に、猫に必要な栄養が含まれている餌を与えるのがよいでしょう。

(5) 発情

- ・ メス猫は、生後 6 ヶ月程度で繁殖能力を備え、発情が始まります。発情は晩冬から初夏を中心に年 3~4 回、1 回あたり約 1 週間続きます。妊娠するまでは発情を繰り返し、かん高い声で鳴いてオス猫を求めて歩き回ります。伏せたまま腰を少し上げて足踏みをしたり、床を転げ回ったりなどの行動をします。不妊手術により発情しなくなります。
- ・ オス猫は、生後 6 ヶ月程度で生殖能力を備え、メス猫の発情に誘われて発情します。発情すると壁などに尿をかけるマーキング行動(尿スプレー)を行うようになります。この行動を減らすには去勢手術が有効で、90%近いオス猫に効果があるといわれています。

(6) 妊娠

- ・ メス猫は交尾によって排卵が起こるので、高い確率で妊娠します。妊娠期間は約 2 ヶ月で、1 回に 3~8 頭の子猫を産みます。出産後 1 ヶ月程度で次の発情が起こり、子猫を育てている間に妊娠して出産する場合があります。そのため、発情のタイミングによっては、年 3 回以上出産することもあります。

(7) トイレ

- ・ 乾いた場所で行う習性があり、柔らかい土や砂の上を好む傾向があります。
- ・ 餌場の周辺で、決まった場所に排泄をする習性があるので、特定の場所に排泄するようにしつけをするように心がけましょう。

(8) マーキング行動

ア 爪とき

- ・ 身を守るため爪を鋭くするほか、爪で傷をつける視覚的マーキングと、足の裏から分泌する匂いを付ける嗅覚的マーキングを同時に行っています。

イ 尿スプレー (オス)

- ・ 自分の縄張りを示すためや、不安を感じたときに起こす行動です。去勢手術をすると尿スプレーが抑えられ、臭いも薄くなるようです。去勢手術により 90%近くが尿スプレーをやめるといわれています。

ウ 擦り付け

- ・ 顔を擦り付けることで、分泌する匂いをつけるマーキングの一種です。
- ・ 飼い主への愛情表現のために行うこともあるようです。

(9)グルーミング

- ・ 自分の匂いをかき消すために、体をなめたり、前肢で顔を洗ったりするような動作をします。

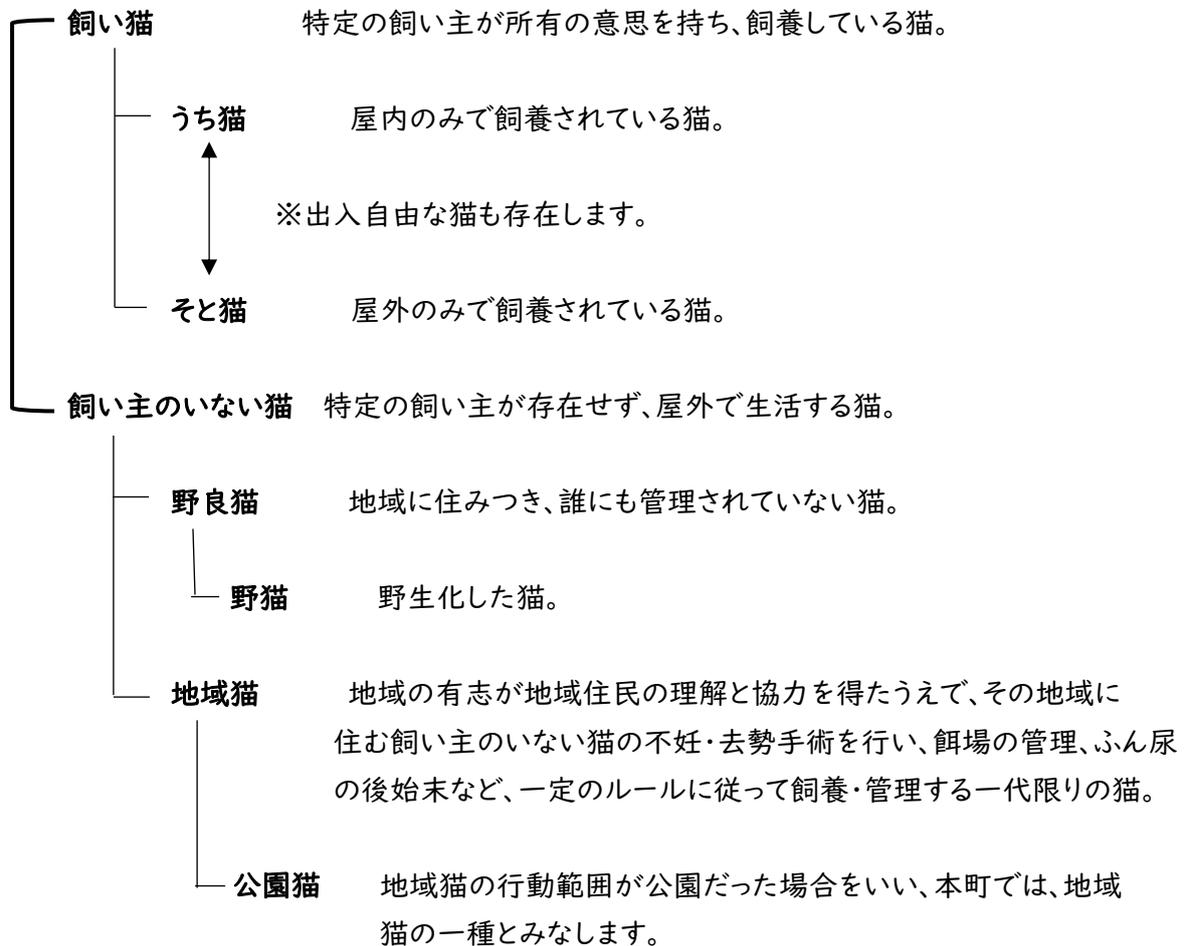
3 寿命

- ・ 飼い猫の平均寿命は 10 年前後と推測されています。
- ・ 近年の獣医療の進歩やバランスの取れた食事などにより、寿命はさらに延びる傾向にあり、20 年以上生きるものもいます。
- ・ 飼い主のいない猫は外で生活するため、事故や病気により飼い猫と比べて寿命が短く、3～5 年程度といわれています。



第2章 猫の分類

このガイドラインでは、人と猫の関わり方の違いにより、猫を次のように分類しています。



飼い主のいない猫の多くは、無責任な飼い主による「捨て猫」や不妊・去勢手術を受けていない「そと猫」に端を発して生まれた猫です。

また、野良猫に餌を与えている人は、一般的に自分が所有する猫とは認識していないため、猫による被害で近隣トラブルになることがあります。餌を与えている時点で「飼い猫」とみなされま
すので、飼養しない場合は、みだりに餌を与えないようにしましょう。

なお、地域猫活動により、その地域に住むすべての飼い主のいない猫に不妊・去勢手術をすれば、その数は徐々に減少していくことになります。

第3章 猫を飼う場合のルール

猫を飼うということは、飼い主がその猫の一生について責任を持って面倒をみるということです。飼い主は、猫の習性、行動等を理解し、命の大切さを十分理解したうえで、最後まで責任を持って飼いましょう。

飼い始める前に、その住宅で飼養できるか、住環境は整っているか、家族全員の同意はあるか、十分な世話ができるか、近隣に迷惑をかけないようにできるか、毎日の世話や餌代、病気の際の治療費が賄えるか、よく検討してください。

1 法令の遵守

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)

飼い主の責務として、動物の健康及び安全を保持するとともに、人の身体、財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないように努めること、みだりに繁殖したりしないように繁殖制限をすること、所有者明示に努めることなど。

- (2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)

動物愛護管理法に基づく終生飼養や適正飼養、生活環境の保全など、犬や猫を含む家庭動物等の飼養及び保管に関する基準。

- (3) さつま町環境美化条例(平成17年条例第120号)：第10条第3項

犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置してはならない。

2 終生飼養の責務

猫の飼養を放棄して捨てること(遺棄)は犯罪です。動物愛護管理法第44条には、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、給餌若しくは給水等をやめる等の虐待や遺棄をした者は、100万円以下の罰金に処する」と罰則規定が定めてあります。

3 屋内飼養に努める

猫は屋内で飼うのが基本です。屋外は危険がいっぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルのもとになりかねません。上下運動のできる場所やリラックスで

きる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば、室内で飼うことができます。

4 繁殖制限

- ・ 動物愛護管理法第 37 条では、猫の所有者は「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」と規定されています。
- ・ 飼い猫が繁殖して数が増え、適正な飼養ができなくなるおそれがある場合は、繁殖を防止するための不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・ 不妊・去勢手術により、泌尿生殖器系の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクが軽減され、より健康的に長生きすることができます。また、一般的に穏やかな性格になるといわれています。

5 所有者の明示

- ・ 飼い主は、自分の猫であることが分かる措置(明示措置)をしましょう。
- ・ 明示措置は、首輪に名札(迷子札)等を付けたり、※マイクロチップを使用する方法があります。マイクロチップを使用している場合でも、外観で分かるものを併用するとよいでしょう。

※マイクロチップ

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。既に飼われている猫についても、マイクロチップの装着・登録の努力義務があります。既に飼育されている猫への装着・登録については、動物病院にお問い合わせください。



6 適切な飼養と近隣への配慮

- ・ 猫の習性、行動等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、愛情をもって最後まで適切に飼養しましょう。
- ・ 猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあります。苦情の内容をしっかりと吟味し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、よりよい対応に心がけましょう。
- ・ 猫が嫌いな人や猫の毛やフケ等にアレルギー反応を起こす人もいることを理解しましょう。

7 トイレのしつけと餌やり・水やり

- ・ 猫は決まった場所に排泄する習性があります。市販のトイレ砂などを用いて一定の場所にトイレを設置すれば、しつけが可能です。特にそと猫は、トイレのしつけを徹底しましょう。
- ・ 猫に餌や水を与えるときは、決まった場所で与えるようにしましょう。
- ・ 置き餌はしないようにし、食べ残しは早めに片づけるようにしましょう。

8 健康管理

- ・ 毎日の世話を通じて、猫の様子や飼養環境を観察しましょう。猫に異常を感じたときは、早めにかかりつけの獣医師に相談しましょう。
- ・ 猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があります。定期的な健康診断と予防接種を受けることも大切です。

9 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では 200 種類以上が確認されていて、そのうち約 60 種類が日本国内でも発生しています。ほとんどの病気は、一般的な衛生対策を守れば予防できます。

- ・ ロ移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ・ ロづけなど過剰な接触をしない。
- ・ 猫に触った後と、飲食の前には手を洗う。
- ・ 排泄物はすぐに片付け、処理の後は手を洗う。
- ・ 猫の健康と衛生的な飼養環境を保つ。

10 高齢猫

- ・ 獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、猫の寿命は年々延びています。猫全体の約 3 割が 10 歳以上の老齢で、シニアといわれる 7 歳以上の猫が半数程度を占めるよう

になってきているとも言われています。

- ・ 動物が老齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩をしている時間が長くなります。
- ・ 高齢猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますので、食事にも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれた餌を与えましょう。
- ・ 老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老いやそれに伴う問題は、個体によって異なります。認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、目的のない徘徊、不適切な排泄など、様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護のしかたも異なりますので、かかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試して、いちばん合ったものを使用しましょう。

11 災害時の備え

災害時においても、猫は飼い主の責任のもとで飼養・管理することが必要になります。家族の一員である飼い猫のために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- ・ 保存ができる餌や水、常備薬を、少なくとも5日分以上確保しておきましょう。
- ・ 飼い主が特定できるよう、迷子札とともにマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- ・ はぐれた場合を想定して、飼い猫と飼い主と一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話等に保存しておくのもひとつの手段です。
- ・ ケージやキャリーバッグに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- ・ 飼い猫とともに行動し、避難所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所には入れない場合もありますので、飼養に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。



第4章 飼い主のいない猫に接する場合のルール

飼い主のいない猫を見かけて、単にかわいい、かわいそうなどと優しさだけで餌を与える行為は、排泄物の問題や望まない繁殖による野良猫の増加など、多くのトラブルを引き起こしかねず、猫にとっても幸せなことではありません。

まずは、飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動を紹介します。

○TNR 活動

TNRとは、①猫を捕獲する(TRAP)、②猫に不妊・去勢手術を施す(NEUTER)、③猫が生活していた地域へ戻す(RETURN)という行動のそれぞれの頭文字をとったものです。

TNR 活動は、野良猫の数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物愛護団体等により野良猫の不妊・去勢手術を行う継続的な活動であり、将来的に野良猫を減らすための有効な手段の一つといわれています。

本町では、動物愛護団体やボランティアの方々の協力のもと、公益財団法人どうぶつ基金の無料不妊手術チケットを利用した TNR 活動(さくらねこ無料不妊手術)に取り組んでいます。この活動は、動物愛護団体とボランティアの活動できる範囲で無料不妊手術チケットを確保して行っているもので、あくまでも多頭飼育崩壊等の事情がある家が対象です。不妊・去勢手術はチケットを利用して無料で行われますが、病院への送迎や、ほかの病気が見つかった場合の入院手術等の実費が発生します。

また、あくまでも猫が生活していた場所へ戻す活動ですので、手術後も飼い主のもとに戻して飼養していただくことになります。

○地域猫活動

野良猫であっても動物愛護管理法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されていますが、その一方で、野良猫によるトラブルが後を絶ちません。

そこで、猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、公民会等がボランティアや動物愛護団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、地域でルールと役割を決めて世話をを行うといった活動が、地域猫活動です。

活動の方法やルール等については、各地域の特性により様々ですが、この地域猫活動は全国的な広がりを見せつつあります。

TNR 活動や地域猫活動を行う人はもちろん、何らかの形で飼い主のいない猫に関わる人は、飼い主でなくても自覚と責任を持ち、以下のルールを守りましょう。

1 近隣住民等への説明

- ・ 事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明し、理解を得ましょう。
- ・ 近隣住民等の理解を得るには、グループ内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにしておくことが重要です。

2 餌場の設置と適正管理

- ・ 近隣住民等の了承を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所を決め、その場所以外では餌をやらないようにしましょう。餌は容器などに入れて、一定時間内に食べきる量を与え、食べ終わるのを待ってから容器を回収し、清掃を行いましょ。

3 排泄場所の設置と適正管理

- ・ 近隣住民等の了解を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所で、餌場の近くにトイレを確保しましょう。
- ・ ふん等の排泄物は速やかに始末し、常に清潔にするよう心がけましょ。
- ・ 排泄場所付近のごみやふんは、積極的に始末し、周辺美化に努めましょ。
- ・ 排泄物の始末は、尿であれば水で流し、ふんであれば古新聞等に包んで燃えるゴミとして出ましょ。

4 不妊・去勢手術の実施

- ・ どのような猫も繁殖力は旺盛です。世話できる頭数を保持し、今以上頭数が増えないように必ず不妊・去勢手術を実施ましょ。手術の実施については、動物病院にご相談ください。

5 耳 V 字(U 字)カットの実施

- ・ 不妊・去勢手術した猫は、識別措置として耳の先端を V 字(U 字)カットましょ。(さくら猫無料不妊手術)
- ・ 未実施猫との識別が可能になり、手術のために再び捕獲されるのを防ぐほか、地域の中で管理された猫であると認識されやすくなります。

6 新しい飼い主探しに努める

- ・ 野良猫は、栄養状態や病気、事故などのため比較的短命であり、寿命の平均は 5 年以下ともいわれています。
- ・ 飼い主として責任を持って飼養(屋内飼養を推奨)してくれる新たな飼い主を探す努力ましょ。

第5章 猫の侵入防止策

猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人もいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。猫がペットの小鳥や金魚を取ったりすることもあります。

ここでは、猫が家の敷地内に入って来られないようにする方法を紹介します。

- ・ 猫よけシートを進入路に置く。
- ・ 食酢や木酢液等を古着や布等に染み込ませて、猫の進入路に置く。
- ・ コーヒー粕やどくだみ茶等の茶殻を庭等にまく。
- ・ ハーブ類を庭に植える。
- ・ 猫は足場の悪い場所には近づかないので、枯れ枝を一面に敷いたり、園芸用の灰をまいたりする。
- ・ 赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生する市販の機械を設置する。



第6章 関係者による協働と推進体制

人と猫が調和のとれた共生社会を目指すには、町民、地域、動物愛護団体及び行政が、猫に関わる問題を解決するために協働して取り組むことが重要です。

1 町民の役割

猫が命あるものであることを尊重するとともに、地域での話し合いに参加し、地域猫活動等への理解を深め、協力しましょう。

猫を飼っている人や地域猫活動等に取り組む人は、このガイドラインにより、周囲に迷惑をかけることのないように努めましょう。

また、かわいそうだからと餌を与えるだけの行為は、猫にもまわりの人にも迷惑をかけます。猫への愛情を地域猫活動に向けましょう。

- ・ 法令の遵守

動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、
さつま町環境美化条例

- ・ 動物愛護活動への理解と協力
- ・ 動物の適正な飼養と管理
- ・ 周辺住民への配慮
- ・ 不妊・去勢手術や健康管理における獣医師への相談

2 地域の役割

猫のトラブルがあった場合、個人で解決することは難しい場合があります。そのため、猫の問題を地域の問題ととらえ、共有することが解決への糸口になります。地域ごとに猫の問題は様々です。猫に対する考え方や感情、関わり方が異なる住民同士がコミュニケーションをとることができ場を設け、その地域の実情に合った解決方法を考えることが大切です。地域猫活動も解決方法の一つです。

- ・ 動物愛護施策への理解と協力
- ・ 地域住民とのコミュニケーション

3 動物愛護団体の役割

地域住民の理解を得たうえで、野良猫のTNR等の活動を推進し、猫の飼養方法や排泄等、しつけの助言や支援を行ったり、飼い主のいない猫に新しい飼い主を探すための助言や支援を行います。

- ・ 行政等との連携協力
- ・ 動物愛護事業の推進
- ・ 専門的手法や情報の共有

4 行政の役割

(1) 相談の受付

町民から寄せられる相談や苦情の窓口になるだけでなく、地域と連携して問題を把握し、地域の実情に合わせた解決への取組を支援します。

さらに、適正飼養の啓発、適切な飼養方法についての情報提供を行い、トラブルの減少に努めます。

(2) 不妊・去勢手術の推奨

飼い主のいない猫を減少させるため、不妊・去勢手術を推奨します。

(3) 動物愛護団体等との連携・協力

動物愛護思想や適正飼養の啓発、先進事例や専門的手法の情報提供等、動物愛護団体等と連携・協力して推進していきます。

また、さくらねこ無料不妊手術の活動で、動物愛護団体等と連絡・調整を行い、公益財団法人どうぶつ基金の無料不妊手術チケットの確保や、TNR 活動への協力を行います。



さつま町 猫の適正飼養ガイドライン

令和4年6月制定

編集・発行 さつま町 町民環境課 環境係

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

TEL 0996-53-1111

FAX 0996-52-3514

<http://www.satsuma-net.jp>